

## 平成24年度統計法施行状況審議結果整理票（案）

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
基本計画の推進 （第1WG） （第2WG） （第3WG）	<p>第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項</p> <p>5 その他</p> <p>（2）研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化</p> <p>◇ 本文には、各府省と学会、大学等との双方の連携強化等を記述。また、別表には、統計委員会が実施する統計利用者との意見交換や学会等との連携等に関する取組を記述</p> <p>第4 基本計画の推進・評価等</p> <p>1 基本計画の進捗管理・評価等</p> <p>◇ 本文には、基本計画を実効あるものとするための各府省間の密接な連携、施策の進捗状況の適時適切な点検及び不断の推進の必要性を記述</p> <p>◇ また、別表には、①基本計画推進会議を通じた府省間の連携、②統計法第55条等に基づく施行状況報告及び統計委員会による審議、③調査研究の実施等の5事項の取組を記述している。②については、ほぼ法の規定に沿った内容。</p> <p>2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進</p> <p>◇ 本文には、基本計画の関連施策情報の提供、国民の意見、ニーズの把握及びその反映の推進を記述。別表には、該当する記述なし。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○【第3部分】 統計利用者から意見聴取を行うとともに、一般社団法人日本品質管理学会に要請していた統計の品質評価に係る研究開発の取組状況について情報共有</p> <p>○【第4部分】 公的統計基本計画推進会議の開催を通じた府省間の連携確保、統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告を実施。また、統計委員会においては、施行状況審議並びに国民生活基礎調査、住宅・土地統計調査及び漁業センサスの変更に係る諮問審議等を実施</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○【第3部分】 基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が行われている。</p> <p>○【第4部分】 基本計画に掲げられた事項については、統計法に規定されている事項でもあることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められ、既に定着している。</p> <p>○ ただし、現行基本計画に掲げられた理念を踏まえつつ、次期基本計画に向け、新たな取組等の検討が必要。</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するためには、府省間の密接な連携及び適切な役割分担を図るとともに、統計委員会としても統計法や基本計画に掲げられた理念を踏まえ継続的な取り組みが必要。その際、統計法第55条第3項の枠組みの中で対応。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p><b>【第3部分】</b></p> <p>○ 関係府省における各々の研究開発による成果等を共有するため、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として、情報の共有ができるような仕組みを構築する。</p> <p><b>【第4部分】</b></p> <p>統計委員会は、統計法第55条に基づく同法の施行状況について報告されたことに対して以下の取組を実施する。</p> <p>① 基幹統計（基幹統計調査）のうち、これまで統計委員会に諮問されていない統計を中心に、統計法施行状況報告に基づく実施状況を踏まえ、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等を計画的に確認する。</p> <p>② 統計委員会における諮問審議の答申に記した今後の課題について、一定期間以上対応状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを計画的に実施する。また、基幹統計調査の試験調査を活用して、統計委員会委員による統計調査員への同行等により統計調査の実施現場の実情視察等を行い、統計法施行状況審議に活用する。</p> <p>③ 基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計技術的な課題（欠測値や非対称推計の見直し等）に関する研究の実施や、日本学術会議及び関連学会との連携強化方策を検討する。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発の成果の共有については、ワーキンググループの報告の関連事項と合わせて整理予定。</li> </ul>